

**問題 94** 外国貨物について輸入（納税）申告をし許可を受けたが、許可後において、下表1のとおり適用税率に誤りがあることが判明し、下表2の経緯で修正申告を行う場合に、当該修正申告により納付すべき関税額及び延滞税の額の合計額を計算しなさい。なお、延滞税の税率は、年2.8%（当該関税の納期限の翌日から2月を経過する日後は年9.1%）として、計算しなさい。

(表1)

	課税標準額	課税標準数量	適用税率
修正申告前（輸入（納税）申告時）	526,700円	4,070.96kg	21.3%又は27.50円/kgのうちいずれか高い税率
修正申告時	同上	同上	85.7%又は110.90円/kgのうちいずれか高い税率

(表2)

令和8年5月11日	輸入（納税）申告及び関税の納期限を延長した日
令和8年5月12日	輸入の許可の日
令和8年5月13日	保税蔵置場から貨物を搬出した日
令和8年8月12日	関税の納期限の延長の期限日及び当初の輸入（納税）申告に係る関税額の納付の日
令和8年9月16日	修正申告及び当該修正申告に係る関税額の納付の日

**解答 94** 342,600円

- 修正申告前の関税額の計算
    - 従価税率による関税額  
526,700円  
↓ 千円未満の端数切捨て  
 $526,000円 \times 21.3\% = 112,038円$
    - 従量税率による関税額  
4,070.96kg  
↓ 適用税率の円位以上が2桁なので小数点以下の端数切捨て  
 $4,070kg \times 27.50円/kg = 111,925円$
    - 上記(1)の関税率の方が高いことから、  
112,038円  
↓ 百円未満の端数切捨て  
112,000円…①
  - 修正申告後の関税額の計算
    - 従価税率による関税額  
526,700円  
↓ 千円未満の端数切捨て  
 $526,000円 \times 85.7\% = 450,782円$
    - 従量税率による関税額  
4,070.96kg  
↓ 適用税率の円位以上が3桁なので小数点以下1位未満の端数切捨て  
 $4,070.9kg \times 110.90円/kg = 451,462円$  (1円未満の端数切捨て)
    - 上記(2)の関税率の方が高いことから、  
451,462円  
↓ 百円未満の端数切捨て  
451,400円…②
  - 修正申告により納付すべき関税額  
② - ① = 339,400円…③
  - 延滞税額の計算
    - 延滞日数は、法定納期限である輸入の許可の日（5月12日）の翌日から修正申告により納付すべき関税額を納付した日（9月16日）までの127日である。  
5月-19日、6月-30日、7月-31日、8月-31日、9月-16日
    - 修正申告により納付すべき関税額の納期限は当該修正申告の日であり、その日に納付していることから、年9.1%の延滞税率を適用する日数はない。  
したがって、③の関税額に対し課される延滞税の額は、次のように計算する。  
339,400円  
↓ 1万円未満の端数切捨て  
 $330,000円 \times 2.8\% \times 127日 \div 365日 = 3,215円$  (1円未満の端数切捨て)  
↓ 百円未満の端数切捨て  
3,200円…④
  - 修正申告により納付すべき関税額と延滞税額の合計額  
③ + ④ = 342,600円
- (注) 納期限が延長された関税の法定納期限は当該延長された期限であるが、これは、あくまで当初の輸入（納税）申告により納付した関税の法定納期限であり、未納関税額の法定納期限は原則どおり輸入許可の日であることから、注意を要する。  
根拠規定：関税法第7条の14、第9条第2項第4号、第12条、第13条の4、附則第6項、関税法通達13の4-2（本書3頁）